

■おきなわ環境ネット■

沖縄環境ネットワーク通信 47号



2月中は毎日100名を超える防衛局員と作業員が押し寄せた、東村高江ヘリパッド建設。

「土田武信さんが残した課題

—— 情報公開法の改正と専門家の責任をめぐって」 真喜志 好 一

「高江の現状 —— 2月の強行工事とスラップ裁判 ——」 比 嘉 真 人

「泡瀬干潟と浅海域の埋立問題、県議会予算通過の緊急事態！」 前 川 盛 治

「名護市東江海岸高潮対策事業の経過と私たちの見解について」 浦 島 悦 子

『命の森・やんばる訴訟』第20回公判傍聴記

—— 伊藤嘉昭名古屋大学名誉教授の意見陳述 ——」 鷲 尾 真由美

【連載】沖縄の環境問題（5）

「離島のゴミ問題」 桜 井 国 俊

《環境情報おきなわ》

土田武信さんが残した課題 情報公開法の改正と専門家の責任をめぐって

真喜志 好一（沖縄環境ネットワーク・世話人）

★ブログ「沖縄はもうだまされない」
<http://www.ryukyu.ne.jp/~maxi/>

石垣島白保の海を埋めて飛行場を作る計画があった。1986年に沖縄県は環境アセスメント準備書を縦覧した。沖縄大学で教員をしていた土田武信さんと私は、その頃に出会い、辺野古の海上基地建設計画、東村高江のヘリパッド建設計画を撤回させる活動を共にしてきた。

2001年に情報公開法が施行されてからは、土田さんは沖縄県や那覇防衛施設局（現・沖縄防衛局）から文書を情報開示させる作業を精力的に行ってきた。その土田さんが2010年12月21日に他界された。土田さんと、辺野古を守る仲間の玉城毅さんの二人で起こした沖縄防衛局の情報開示を求める裁判「非開示決定処分取消請求事件」の不当な判決が2011年1月19日にあった。土田さんが提起した問題を振り返りつつ、情報公開法と専門家の責任とを考えてみたい。

2009年4月、沖縄防衛局は「辺野古・環境アセス準備書」を縦覧した。沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団で準備書への「意見書・資料集」パート1、2を出版している。パート2の中で、次の小見出しの書面を土田さんが書いているので引用する。

準備書作成における専門家等の助言の問題

準備書の中に資料編「準備書作成に係る専門家等」（アドバイザー）の主な助言内容一覧」（1）～（6）の6頁が末尾にあります。この点についての問題を指摘しておきます。問題は、大きく二種類に分けて考えることが出来ると思います。

- 第一、アドバイザーが氏名や所属が不詳であること。
理由：専門家のコメントであるとして引用する以上、その科学的な根拠の確からしさを保証する為に、また利益誘導や利害関係の無いことを確認する手立てとしてアドバイザーの氏名や所属を明記することは必須です。環境影響評価においては、氏名不詳の専門家は「事業者お墨付き集団」として過去の事例で大問題となり、この手法は使わないことが常識となっていて、この事は防衛省も承知している筈。検証が不能な専門家の助言は審査会の判断材料に取り入れるべきではありません。
- 第二、方法書への審査会の専門的意見をアドバイザーが潰して正当化していたり、調査が不十分なのをごまかすのに使われているかに見える場

合があることです。助言を得た過程や助言の仕方について恣意性、誘導、偏った用い方が有る疑念がぬぐえません。

具体的に例を示して説明しましょう。—— 中略 ——
海域生物（ジュゴン）について、海洋動物の専門分野で調査予測関係のアドバイザーの助言では「辺野古沖へ来る可能性はある」、評価・措置関係の助言では「餌場の海草藻場が重要、そこへの影響が大事で、その保全が大事」と言っていて、「沖縄県全体のジュゴンの個体群維持に対して影響を及ぼす可能性はほとんどない」（との防衛局の見解）はサポートしておらずむしろ反対です。

—— 後略 ——

このような問題意識をもって土田さんは、専門家の氏名や所属、専門家からの意見聴取のためのヒアリング資料や、議事録などの開示を沖縄防衛局、防衛大臣に求めたが、開示したのは下図の氏名や所属が黒塗りにされたリストであった。

先に記したように、国、沖縄防衛局が「非開示」とした対応を不服として土田さんらが提訴した「非開示決定処分取消請求事件」の判決主文は、次のとおり原告らの訴えを退けるものであった。

番号	専門家氏名	振分類	専門分野	所属・職名
1		サンゴ	海洋計測学	
2		騒音	航空機騒音	
3		鳥類	動物生態学	
4		潮流	水圏環境工学	
5		漂砂等	沿岸土砂管理	
6		漂砂等	海洋工学	
7		ジュゴン	海洋動物	
8		海藻草類	環境工学	
9		魚類等	水域生物生態環境管理	
10		植物	植物生態学	
11		動物	動物生態学	
12		底生生物	動物生態学	
13		赤土	環境地盤工学	
14		景観	環境計画学、景観工学	
15		水質	環境化学	
16		地質学 地下水	地質学	

主 文

- 1 原告玉城毅の請求を棄却する。
- 2 本件訴訟のうち、原告土田武信に関する部分は、平成22年12月21日同原告の死亡により終了した。
- 3 訴訟費用のうち、原告玉城毅及び被告に生じた部分は、同原告の負担とする。

那覇地方裁判所の判断

争点について、判決の20頁下5行目から引用する。なお、引用文のなかで、「法」と略称されているのは「**行政機関の保有する情報の公開に関する法律**」(情報公開法)であり、本件対象文書1(甲3)とされているのは、先に示した「黒塗り専門家」名簿のことである。

— 引用始め —

(2) 法5条1号本文にいう「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味すると解されるから、同号本文の「個人に関する情報」には、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるというべきである。

そこで、以下において、本件不開示情報が、法5条1号に該当するものであるか検討する。

ア 「専門家氏名」欄記載の情報について

本件対象文書1(甲3)の「専門家氏名」欄については、専門家16名の氏名が記載されていると認められるところ、同記載は、前記「個人に関する情報」に該当するとともに、法5条1号本文が「特定の個人を識別することができるもの」として例示する「氏名」にも該当する。したがって、本件対象文書1の「専門家氏名」欄記載の情報は、法5条1号本文に該当する。

イ 「所属・職名」欄記載の情報について

本件対象文書1の「所属・職名」欄には、専門家16名の所属する組織体の名称及び同組織体における立場等が記載されていると認められ、同記載は、前記「個人に関する情報」に該当するということができる。また、本件対象文書1には、専門家16名それぞれについて、本件不開示情報のほか、「概分類」欄にはサンゴや騒音等の分類が、「専門分野」欄には海洋計測学や航空機騒音等の分野が記載されているところ(甲3)、当該専門家がいかなる組織に所属し、当該組織においていかなる立場にあるかといった情報を、それぞれ限定された分類及び分野と照合すると、特定の個人を識別できることとな

るから、前記「所属・職名」欄に記載された各専門家が所属する組織体の名称及び同組織体における立場等は、「その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するということができる。

したがって、本件対象文書1の「所属・職名」欄記載の情報も、法5条1号本文に該当する。

— 引用終わり —

沖縄防衛局が公開した「黒塗り名簿」を、「個人に関する情報」と判断して、プライバシー権と「知る権利」との比較を求めた土田さんらの主張を、那覇地方裁判所は以上のように退けた。

土田さんが残した課題は三つ

この判決を私は不当だと思ふ反面、現行の情報公開法の限界だとも思う。ここで、土田さんが訴訟まで行った「黒塗り専門家」を明らかにさせる活動が残した課題を考えてみたい。三点あると思う。

一つに、「情報公開法」で保護されている「個人に関する情報」と国民の「知る権利」との調和の問題である。この点では「情報公開法」の改正議論ということになるが、法律家、弁護士たちの議論をまちたい。

一つに、専門家の意識の問題である。「個人に関する情報」であるとして黒塗りのままの氏名、所属・職名のまま隠れているのか、名乗りをあげるのか、それぞれの専門家に考えて欲しい。学者専門家として沖縄防衛局の環境アセスにアドバイスした内容には科学者としての自信があるだろう。アドバイスした内容は、文書にしたであろう。それを公表して欲しい。公表できないのであれば、これから先、事業者を利用されるだけでしかないアドバイスは行方べきではない。

一つに、専門家の意見を都合よくつまみ食いする事業者の姿勢である。今回の「黒塗り専門家」問題は、国、沖縄防衛局が引き起こした。氏名、所属・職名とアドバイスの全文を公開することを専門家に告げて、事業者は依頼するべきである。

「個人に関する情報」の保護と「知る権利」との調和を土田さんは望んだと思う。

この訴訟の判決は、201年12月22日に予定されていた。土田さんがその前日に旅立たれたことで判決が延期になった。土田さんが望んだ判決内容ではなかったが、土田さんが残してくれた課題を整理してご冥福を祈りたい。合掌

『高江の現状 —— 2月の強行工事とスラップ裁判 —— 』

比嘉 真人（ヘリパッドいらない住民の会）

★ブログ「やんばる東村 高江の現状」
<http://takae.ti-da.net/>

3月、やんばるの森は新緑の季節を迎え、色鮮やかな若葉があちらこちらに芽吹いて、斑模様の美しい森が広がっている。この美しい森の光景とは正反対に、東村高江では2007年夏から日本政府・沖縄防衛局による米軍ヘリパッド建設が着工されており、高江区に暮らす約160名の住民たちは日米間の国策によって更なる過度の負担を強いられている。

2008年11月、国は住民たちの座り込みによる反対運動によって、ヘリパッド工事が進まないと判ると、住民に対し自ら怠っていた対話や説明責任を果たすのではなく、あろうことか住民15名を工事に対する「通行妨害」として、裁判所に訴える暴挙に出た。この訴訟はスラップ訴訟と呼ばれており、政府や企業など金銭や権力をもっている側が、自らの政策や事業に対し反対の意をもつ者を裁判所に引っ張り出し、金銭的・精神的に負担を与え、表現活動を委縮させ、疲弊させる事のみを目的に起こす民事訴訟の事で、裁判の勝ち負けは目的とされていない。しかも、この高江の訴訟において、夫が反対運動に関わっているという理由で現場にもほとんどいない妻や子どもまでもが家族ぐるみで裁判の相手とされた。現在、この国のやり方に異を唱えた弁護士30名が弁護団結成をして、裁判にあたって下さっており、1年間に及ぶ仮処分手続きの末、那覇地裁により13名は却下されたが、当時共同代表を務めていた2名については未だ裁判が続いている。

2010年12月22日早朝6時、まだ暗い時間帯に沖縄防衛局は150名を超える作業員・警備員を動員してヘリパッド工事（この日は仮設フェンスの設置）を再開させた。これは、沖縄防衛局が住民たちの「通行妨害」により工事ができないとして司法判断を求めているにも関わらず、大量の人員により住民を排除し、実力をもって工事を強行したもので、自ら司法による判断の不要性を示したものだ。住民たちは憤りと虚しさを同時に感じさせられた翌日23日夜、県道沿いにある住民たちの監視テント上空にて米軍ヘリがホバリングしたとされ、テント一部損壊し、イスや食器、看板等が四方八方辺りに吹き飛ばされる被害が出た。幸いテントに人はおらず、通行者もなかったため怪我人はなかった。翌日、沖縄防衛局はテント被害の実態調査もせず、作業を強行した。この卑怯卑劣極まりない沖縄防衛局に対し、私たち住民は国会議員や多くの支援者同伴のもと、年末から年を

挟んで再三に渡り工事に対する抗議行動とヘリ飛行によるテント被害の真相究明を求めたが、防衛局の回答は終始、米軍は「テント上空でのホバリングは否定し、通常訓練をしていた」としているとし、それ以上の事は被害調査をしていないからわからないと未だ調査を怠っている事を棚に上げて開き直る始末だった。



防衛局申し入れ（2011年1月7日）

2011年1月13日、沖縄防衛局真部朗局長はようやくヘリ被害調査のため高江現地へ足を運んだ。現地にて実況見分を行い、証拠写真等で実態を把握できたであろうが、自らの見解を示す事を避け続け、「住民側と米軍の見解に違いがある」として、再度米側に確認するとの事だったが、未だその回答は得られていない。

その後、住民たちは早朝深夜いつ工事に入るかわからない状況に対し、24時間体制での監視行動を余儀なくされた。

1月26日第6回の裁判期日においては、防衛局は住民たちが裁判で那覇に出向いている間を狙って、高江現地においてダンプやユニッククレーンに積載された砂利の搬入を強行した。開廷中にこの事が法廷内に伝わると、住民側弁護団から即座に「(国は)司法手続きを軽視している、作業は即時中止すべきだ」と国側を糾弾する場面があった。まさに暴挙に暴挙を重ね、後戻りできずに崩壊へまっしぐらに暴走しようとする国の異常な姿を感じずにはいられなかった。

以後、沖縄防衛局は毎日20台近い作業車両に100名もの作業員を動員して、N4地区とN1地区を同時に作業を強行し、2月28日に至るまで樹木の伐採作業やヘリパッド進入路の整備のための砂利の搬入を行った。現地には県内外からも多くの支援団体・個人が応援に駆け付け、作業を止めてもらうために

防衛局職員・作業員たちに懸命に抗議・説得活動が行われた。現場では、10代20代の若い青年たちが作業内容も聞かされずに基地建設作業に駆り出され、戦争体験をしたお年寄りが倒され、若い女性たちが涙をこぼす中、頭越しに砂利入りの土のう袋が投げ込まれた。現場は緊迫し、防衛局・作業員も必死に作業を進めようと暴力的になり、住民たちとの間で何度も衝突し、もみ合いとなった。米軍のヘリパッドのために沖縄の人同士、日本人同士が対立させられ、互いに疑念や怒り、悲しみや虚しさを感じさせられた。



N4地区での大規模な森林伐採

3月に入り、沖縄防衛局は重機や資材の一部を予定地内から搬出した。3月から6月の間はノグチゲラの営巣期間のため、騒音や振動の大きい重機を使用した工事は控えるとアセスで定めているからだ。今現在、高江現地に工事の動きはない。高江は次第に落ち着きを取り戻し、住民たちは普段の生活に戻りつつある。7月からまた工事再開が予想されるが、反省すべき事や今後の取り組みについては全くこれからの状況になっている。

現場での抵抗は、計画を中止させるための時間稼ぎでしかない。その時間稼ぎにおいても、多くの人々が現場にいれば、作業における危険行為は少なくなり、作業は中断する。ネット上の発信もこれに加勢する。政権が代わっても、ヘリパッド計画はなくならなかった。普天間・辺野古に加え、高江ヘリパッド計画を見直す政府の誕生の実現が望まれてやまない。

※次回の裁判は、

5月18日（水） 11時～那覇地方裁判所

（午前10時～事前集会@裁判所前広場）

泡瀬干潟と浅海域の埋立問題、県議会予算通過の緊急事態！

前川 盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）

★ブログ「泡瀬干潟を守る連絡会」
<http://saveawasehigata.ti-da.net>

いくつかの最近の発言を紹介します。誰の発言か、推測できますか。

- ① 沖縄市の推計の仕方は、統計学的なレベルに達していないかもしれないが、一つの目標になるのじゃないかと思っている。
- ② 沖縄市の需要予測、数字が色々変化しても、沖縄市の次の展開のためには、事業はどうしても必要だ。
- ③（泡瀬の埋立地）都市空間に緑地をつくるのは当然だと思っている。

2009年9月、民主党政権が「無駄な公共事業中止・泡瀬干潟埋立見直し」を掲げ発足し、前原沖縄相（兼国交相・当時）は、9月17日に、泡瀬干潟埋立「1区中断・2区中止」を発表しました。そして、約1ヵ月後、10月15日に、泡瀬干潟裁判控訴審の判決「埋立に経済的な合理性は無い。沖縄県・沖縄市は埋立に公金を支出するな」が言い渡され、県・市は上告せず、判決は、確定しました。これで、私たちは勝利し、泡瀬干潟埋立は中止され、あとは自然再生の取り組みをどうするのかが、大きな課題であると

思っていました。そのような判断の根拠に、前原大臣が10月4日の泡瀬干潟現地視察・東門美津子沖縄市長との面談のとき、「採算性があるのか」「ペイできないときは沖縄市が負担できるのか」と発言されていたこと、また、今後は控訴審判決を見て判断すると発言していたこと、さらに、2010年3月の国会で、新たな沖縄市案が提出されたとき「合理性があるかどうか厳しくチェックする。東埠頭浚渫と泡瀬埋立はリンクさせない」と答弁していたことがありました。

ところが、2010年7月30日、新沖縄市案が突如発表され、その案が市議会や市政与党との協議も無く、市民への説明もないまま8月3日に前原大臣に提出され、そして、驚くべきことに、前原大臣は、提出されたその日に沖縄市案を「了承、泡瀬埋立再開を表明」したのです。

そのような背景に何があったのか？ 国交省がすすめていた全国の重要港湾から42を絞り込む過程で、中城湾港ははずされ決定されようとしていたのが、県知事の要請で中城湾港が復活し、43港が重点港に

指定された経過をみれば明らかなように、普天間基地の辺野古移設を進める民主党政権が、仲井真知事の要請を受け入れざるを得ないような状況にあったと推測されます。泡瀬干潟埋立事業が、基地政策の取引の材料にされたのです。

このように、泡瀬干潟・浅海域埋立事業の復活は、計画に合理性があるかどうかの検証をせず、生物多様性条約COP10の議長国としての環境保全の責任もかなぐり捨て、急遽マニフェストを変更して受け入れてしまったことから、様々な問題点や矛盾が生じているのです。

沖縄市案は、突如発表され、了解されたことから、その経済的合理性の検証は極めて不十分であったことが、今明かになっています。その概要を示せば次の通りです。

- (1) 公共部門は赤字（年約1.8億円）。民間部門も不透明。僅か2社の進出希望。全て順調にいつでも毎年2.2億円の赤字。
- (2) 需要予測が、あまりにも過大
（沖縄県の現在観光客数605万、H30年県観光客850万、埋立地の年間延べ利用客数415万人は驚き。海洋博記念公園H21年、342万、首里城H21年、221万より多い）
- (3) 周辺に大型商業施設（うるま・北中城・宜野湾・北谷）があるのに、埋立地の商業施設に233万人（1日6,500人）が利用する。医療関係進出希望ないのに、54万人の利用予測。
- (4) 沖縄市の観光客数、宿泊客数の計算がトリックであり科学的根拠がない。沖縄市観光客60%が埋立地訪問する。宿泊日数、県2.71泊、市1.84の使い分け。
- (5) 埋立後の収支計算に間違い（税収入と地方交付税を無視）。市財政への影響の検証不十分。
- (6) 波及効果の計算が、需要を基にせず、全てうまくいった時の「就業者数」を元に計算。市の「波及効果」は「絵に描いた餅」
- (7) 埋立に伴う就業者の内訳、所得も説明できない（パソコンが知っていると言われ、説明責任の放棄）
- (8) 観光客数沖縄市予測に、早くも大きな誤差
H21年市予測630万→県実績565万（65万の差）、
H22年市予測653万→県実績586万（67万の差）。
H30年沖縄市予測県850万は過大予測。
- (9) マリーナ、小型船溜り、観光船需要が、周辺の実態を反映していない。
沖縄マリーナ、宜野湾マリーナ繁盛していない。与那原マリーナはつくられたが経営企業の破綻やボート愛好家の減少で計画変更。泡瀬埋立地から津堅島観光は成り立たない。

さて、ここで冒頭の発言に戻りますが、①は、沖縄市観光客予測が統計学的に正しいのかを内閣府沖縄振興局にいただいたことへの回答です。国は、沖縄市案を十分検証して認めたと言ってきましたが、それが不十分だったことを表明しています。国の無責任さが明かになりました。②は、県議会で嘉陽県議が、沖縄市の推測は計算がデタラメで、また東南植物楽園のデータを予測に利用しているが、今閉鎖していることから、平成30年の沖縄市観光客数の予測は、検証しなおすべきだと追及したことへの県知事の答弁です。沖縄市案に合理性が無くてもそのまま進めるといふ、信じられない答弁です。③は、国・港湾審議会や国交省、沖縄県への環境省の意見「現在完成した1区護岸の外の埋立地に緑地を整備することは必要最小限となるよう」に対する県知事の見解です。世界に誇る泡瀬干潟を少しでも保全しようという環境省の意見を「馬鹿にしたような」暴言は許せません。既に埋められたところには、たくさんさんの緑地があるのです。

沖縄市案は、経済的合理性が全く無いどころか、将来沖縄市財政・県財政を破綻に導くものです。このような無謀な公共工事で、世界に誇る生物多様性の宝庫、泡瀬干潟・浅海域が潰されることを許してはいけません。

3月11日、日本列島関東・東北・太平洋沿岸をマグニチュード9.0の巨大地震、巨大津波が襲い、甚大な被害が生じています。今、日本はこの国難に全力をあげ、あらゆる財政支援をすべき時です。泡瀬干潟埋立には、国482億円、県306億円、市177億円、民間197億円、合計1,162億円が投じられます。無駄な公共工事に1,162億円を投ずるより、地震・津波災害救援にその金を回すべきです。

泡瀬干潟・浅海域埋立は、即時中止すべきです。

【緊急速報！（追記）】

3/29、沖縄県議会本会議にて、泡瀬埋立予算削除修正案、1票差で否決。残念な結果です。

しかし、2年前に比べ前進です。議会での論議も、「合理性の無さ」が主張され、すすめられている事業案が、控訴審の判決で指摘された「相当程度に手堅い検証を必要とする」に応えられる内容でないことが明らかにされました。大震災の国難にあたって、国の予算もどうなるかはつきりしません。引き続き頑張ります。

『名護市東江海岸高潮対策事業の経過と私たちの見解について』

名護の自然を守り次世代に伝えたい市民の会

★ブログ

「名護の自然を守り次世代に伝えたい市民の会」
<http://jisedai.ti-da.net/>

名護市の入り口に位置する東江海岸（沖縄海岸国定公園内）において、平成13年度～22年度の工期で沖縄県土木建築部北部土木事務所を事業主体とする高潮対策事業が進められている。現在、事業区域の半分は「人工リーフ・護岸・養浜」のすべてが完成し、残り半分の最終段階の養浜工事の直前（昨年秋）に、私たちは埋め立て前の沿岸部分に生きたサンゴ礁生態系を発見し、生物調査を行った。

わずか230m×90mの人工リーフ内に、失うにはあまりにも惜しい多種多様な生態系が確認された。特筆すべきは沖縄でみられるクマノミ6種のうち3種がこの狭い範囲に確認できたこと（その後の業者の調査では4種類を確認）。また、サンゴは研究者が潜水確認したところ、すでに1998年の白化現象で1回は死滅した後、最低5年程は再生したものだとのこと。

私たちはまた、この人工リーフの礁池の真ん中に名護のシンボル銘木「ヒンプンガジュマル」に匹敵する歳月を生き続けている巨大なハマサンゴを発見した。私たちが調べたところ、高さ3.5m、周囲12mに達し、ハマサンゴは一年に約1cmほどしか成長しないということから、このハマサンゴはおおよそ300年は越えているのではないかと推定される。このまま砂による埋め立てが進められれば、私たち名護市民は1998年のサンゴの大白化現象からも生き残った貴重な名護湾の歴史の証人を永遠に失うことになる。

沖縄県の2009年度の本島海域のサンゴ礁初調査報告書では、「1970年代と比較して（沖縄島周辺の）サンゴ被度は大きく減少し、その後の回復は十分でない」と指摘、サンゴ礁の被度が10%以下である区間が全体の8割に上ることが判明した。この報告によっても明らかなように、ハマサンゴは様々な環境負荷に強く、これからの沖縄島のサンゴ礁生態系にとって優先的な位置を占め、自然生態系の回復の基礎となり得る種である。この小さなサンゴ礁生態系内では、サンゴの被度は5～10%と低いものの、過去の負荷にも耐え300年も生き続けているハマサンゴを中心に安定した環境の中でサンゴの幼生や多種多様な生物相が自然の力で再生しつつある。

私たちはこの間、北部土木事務所および沖縄県土木建築部との情報交換や要請を繰り返し行ってきたが、この護岸工事はすでに完工間近であること、高潮対策事業として「人工リーフ・護岸・養浜」は一体のものであり、最後の1箇所だけ砂を投入しないとい

うことはできない、環境保全措置として埋められる場所にあるサンゴの移植を行っている、一日も早く完成させたいという県の姿勢は変わらなかった。現実にこれほどの生きたサンゴや様々な生物が生息しているながら、それを生き埋めにして新たにサンゴの移植を行うという「環境配慮」に、私たちは到底納得できない。

また、防災対策としても、事業が開始され、人工リーフと護岸が整備されて以来、高潮による大きな被害は起きておらず、一方で、養浜による新たな飛砂被害が発生し、周辺住民からも苦情が出ている。また、養浜された砂が海流によって大きくえぐれたり、海中が白濁して見通しがきかないなど、新たな危険性も生じている。そのため、私たちは防災事業の観点からも、砂を入れ養浜した人工ビーチと、砂を投入しない護岸とを比較対照する事例としてモニタリングすることを提案してきた。

日本復帰後の埋め立てによって失われて久しいと考えられていた名護湾の生態系は、その自然の持つ回復力によって再生し始めている。サンゴの研究者・専門家によって現場海域のサンゴ礁生態系の価値は高く評価されており、安全面も含め児童生徒の環境教育の場として最適であり、また名護市の観光資源や自然再生事業の場としての可能性に満ちている。工事開始から10年が経過し、時代状況や住民・市民の意識にも変化があり、現場海域に残され、再生しつつあるサンゴ礁生態系を知った住民・市民は一樣にこれを残して欲しいと要望している。生物多様性の保全・回復が国や県の重要な戦略となっている現在、埋め立てによって失われた名護湾の生態系を再生していく拠点になるとともに、住民生活の安全と生物多様性の保全が両立する新たな海岸防災のあり方をつくっていくモデルケースともなりうる私たちは考えている。

それらのことから、私たちは、

1. 地元住民、市民、研究者や専門家、担当行政、業者など、この事業に関係するさまざまな立場、さまざまな意見を持つ主体が一つのテーブルを囲み、合意点を見出すための円卓会議を貴事務所の主導で開催すること
2. 上記円卓会議において合意点を見出すまで砂の投入を凍結すること
を沖縄県および北部土木事務所に要請してきた。

しかし、北部土木事務所はその要請に返答しないまま、2月10日より砂の投入を強行。週明けの14日には、まだ夜の明けない6時過ぎから作業を強行し、納得できない市民による現場での抗議行動の中で、市民の眼前30センチのところでパワーショベルのショベルが振り回されるなど、いつ怪我人が出てもおかしくない危険な状況があった。

そのような事態に対する抗議と現場における市民の座り込みにより、現在のところ、それ以降の工事は進んでいないが、すでに埋め立て用の砂は名護市内の集積所に積まれており、いつ作業が再開されるかも知れない状況は変わっていない。

一方で北部土木事務所は、私たちの要請した「円卓会議」の開催に向けて動き出しているが、その間の作業の一時凍結には応じられないとしている。また、「円卓会議」を誰が主催するのか（北部土木事務所としては主催できないとのこと）、行政の単なるアリ

バイ作りや、早く事業を進めて欲しいと言う人たちもいる地元・東江区住民との不毛な対立に終わらないためにはどのような準備と会議運営をすればよいのか、というハードルがある。

最終的な合意点がどこに見出せるかはわからないが、仮に「埋め立てやむなし」となったとしても、この問題を契機に、地元住民や市民の中に自然生態系やサンゴ礁への認識が高まり、自然との付き合い方、公共工事のあり方の再検討、利権がらみの金の流れを変えることにつながっていけば、将来に向けて同じ過ちを繰り返すことを防ぐことができる。この小さな海が名護湾の再生に向けた大きな可能性を持っていると同様、この事例に真剣に取り組むことは、自然と人の暮らしの両立に向けた、よりよい方向を見出していく大きな転換点になるだろう。

（文責・浦島悦子）

第2次やんばる訴訟、通称「命の森・やんばる訴訟」第20回公判傍聴記 伊藤嘉昭名古屋大学名誉教授の意見陳述

鷺尾 眞由美（沖縄環境ネットワーク世話人）

2011年1月19日（水）午後2時、那覇地裁で第20回「命の森・やんばる訴訟」の公判が開かれた。今回は伊藤嘉昭先生が、名古屋から来沖し陳述された。伊藤先生は1970年代後半、沖縄県のウリミバエ根絶事業を、初代主任昆虫学者として着手して成し遂げ、県内農産物の本土移送を可能にし、県の農業に多大な貢献をされた。そして名古屋大学退官後は、沖縄大学の教授もなされた沖縄の恩人のお一人である。

この訴訟は9名の住民が、沖縄県が策定した破壊的な沖縄本島北部地域森林計画（H16年～26年）に係る国頭村内の林道開設工事の差し止め（やんばる生物多様性保全）と、アセス手続きをすり抜ける違法性等を追及するために、2007年8月15日に那覇地裁に提訴した。同年5月30日には、254名が県監査委員会に対し住民監査請求を行い、監査委員による現地調査も行われたが、請求は却下されている。

「沖縄環境ネットワーク通信42号」（2010年1月20日発行）で、原告のお一人である岡田耕子さんが「第二次・命の森やんばる訴訟の取り組み 林道の高率補助金は持続可能な地域振興へ振り替え森を守ろう」に、第1次訴訟から当該第2次訴訟に至る経緯などを書いているので、是非バックナンバーをご覧ください。

◇ 伊藤先生の陳述 ◇

公判当日、傍聴者に配布された伊藤先生の陳述書を、右記に転載します。

＜ヤンバルの固有種と絶滅危惧種＞

沖縄本島北部、国頭、大宜味、東の三村にまたがるやんばる（山原）はイタジイを優占種とする常緑広葉樹林が広がっている。このやんばるは「世界の宝」と称され生態学的に極めて重要な地域として知られている。その理由は、この地域の生物相が、この地域にのみ生息する固有種に富んでいるという極めて特異的な地域だからである。

やんばるに生息する固有種には、やんばるにしか生息しない、やんばる固有種（亜種）や沖縄本島（その周辺諸島もふくむ）に固有種、亜種、そして、奄美、徳之島、沖縄本島（その周辺諸島もふくむ）に固有種、亜種、といった様々なタイプがある。元々琉球諸島は固有な生物相を有しているが、中でもやんばるの生物学的価値は極めて高いといえる。たとえば、沖縄本島に生息している動物のうち、上記固有種、固有亜種の割合は、哺乳類69%、爬虫類で74%そして両生類で75%と極めて高い割合となっている。

そしてこれら固有種の多くはやんばるを中核的な生息地としており、ここの個体群が消滅は、即、地球上からの種（または亜種）の消滅（絶滅）を意味している。

そしてやんばる地方に生息する固有種（固有亜種）が多いということと絶滅危惧種に指定されている種（亜種）が多いというもう一つの問題を抱えている。やんばる地方は面積約300km²と日本の国土面積378,

000km²の0.08%に満たないが、哺乳類では絶滅危惧種の割合は、(CE: Critically Endangered Species)で2/12=16.7% (E: Endangered Species) においては4/20=20%と極めて高い(1998年度環境庁のレッドリスト)。

しかし環境庁(当時)の絶滅危惧種に関する記載はIUCN、国際自然保護連合の基準に準拠したものではあるが、我が国に於ける絶滅危惧種に関する個体数や変化率等の量的データは不足しておりIUCNが定めた基準に従って科学的にカテゴリー分類を下せる状況になく、早急な対応が求められる。また、1997年にやんばるでヤンバルホオヒゲコウモリとリュウキュウテングコウモリという新種のコウモリが発見されるなど調査の不足は否めない。

＜多様性を科学的に測定する＞

たとえば、やんばるは生物多様性に富むとはいえ、その多様性を客観的、科学的に判断するための測定方法も確立する必要がある。多様性とは、ある地方にどのくらいの種が生息しているか、そしてそれらの種(個体群)はどのくらいの個体数で構成されているのだろうか、という視点で捉えることができる。これを多様度指数と言うが、私は数ある多様度指数の中から種の豊富(D)さと個体数の多さ(J)を考慮したシンプソンの多様性指数(0~1の値をとる)を用いてやんばるの常緑広葉樹林の多様性を測定してみた。

多様度はI-Dで表すが、I-D=1のときもっとも多様度が高く、0に近くなるほど低くなる。Jはその地域に生息している全種が同個体数の時に1、種ごとの個体数の違いが大きくなると0に近づくことを表す指数である。

これらの指数を用いてやんばるの森林における多様性を測定してみると、やんばる天然林の多様度(I-D)は0.91~0.93となり、九州の常緑広葉樹林0.69~0.89より高いことがわかった。この値はやんばるの天然林の多様度が八重山諸島の天然林とほぼ同じ程度であることを示している。地球上でもっとも多様度が高いのが熱帯雨林I-D=0.97(タイ南部)であるが、それよりやや低いとはいえ、日本ではもっとも多様度の高い森林といえる。

＜やんばるの森林破壊の問題点＞

1972年沖縄の本土復帰以後、やんばるの天然林は国や県の補助金事業として大面積皆伐や下草刈り(天然林改良事業)によって破壊されてきた。たとえば1979年から91年までの13年間で2,443haもの森林が伐採されているが、その60%以上はやんばるの中心域の天然林に集中している。また(育成)天然林改良事業(2~3m以下の下層植生を切り払う)として1972年から92年までの21年間に3,069haもの二次林を含む森林の下層植生が破壊された。

こうした皆伐や下草刈りは、やんばる地域の地上

棲の固有種であるトゲネズミやケナガネズミ、そしてノグチゲラのような鳥類にも生活に多大な影響を与えている。このような森林破壊は古木の腐朽層や朽ち木の乾燥化を招来し、そこを生活の場に行っているヤンバルテナゴコガネの生存に対する脅威となっている。

そしてさらに重要なのは、皆伐や下草刈りの影響はこれにとどまらない。節足動物やダニなど土壌生物の生物多様性そのものを低下させることが知られている。たとえば下草刈りをしていない天然林と下草刈りをした森林での種数と個体数を比較調査してみると、琉球諸島固有種(やんばる固有種も含む)は改良事業を行った森林で絶滅や個体数の減少が確認されている。その一方で広範な生息域を有している種については影響を受けないか一部の種では個体数が増加していることが明らかとなっている。つまり、昆虫類やダニ類での生物多様性指数(I-D)は、下草刈りをした地域で大きく減少しているということに他ならない。

さらに、こうした調査結果を見る限り、大面積皆伐や下草刈り(天然林改良事業)によってやんばるや琉球諸島に固有な小動物群(土壌中に生息している節足動物やササラダニ類)の中には、我々に知られることなくすでに絶滅してしまった種も少なくないということを示唆している。(転載ここまで)

県の担当者は伊藤先生のお話を心して聴いて欲しい。陳述に際して伊藤先生は、裁判官席ではなく被告席に居並ぶ県庁職員に身体を向けて、如何にやんばるの森を守らなければいけないかを熱く語り始めた。

齢81歳となられる先生は、今回が沖縄訪問最後の時と決めていらっしゃったようだ。そして、以前から沖縄県の環境行政方針の大転回を提起し続けていらしたお立場からも、後輩である県行政を担う職員に伝えたいことを、陳述の機会に一気にお話されたのではなかったか。

先生のご著書(伊藤嘉昭著『沖縄やんばるの森 世界的な自然をなぜ守れないのか』岩波書店1995.12.12)に次のような一節がある。

「県も、関係する村の指導者も、自然を破壊して生活を守ろうといういきかたを止め(それで得られるものは、村の土建業者、チップ製造工場主を除くと、一部の人への日雇いの賃金にすぎない)、自然を守ることを明確にして、日本人全体のため世界の人々のためにそれをしながら僻地の生活を長期にわたり向上させるための個別の補助金要求に転換すべきだと思う。」(180頁)、「だが私は、たとえ自分の将来がかかっているようにも、あえていべきことをいう県職員の増加を期待したい。」(181頁)。

被告席に座る県職員に、琉球列島の環境破壊をこれ以上進めないために何を自覚し、何を行うべきかを論じているかのようであった。科学者としての先生のご発言は個々の職員にどのように響いたのだろうか。

沖縄の環境問題（5） 離島のゴミ問題

桜井 国俊（沖縄環境ネットワーク世話人）

日本社会は、大量生産（Mass production）、大量輸送（Mass transport）、大量消費（Mass consumption）、大量廃棄（Mass discarding）、そして大量リサイクル（Mass recycling）の社会、すなわち5M社会である。最後のリサイクルの推進は、最初の4つのMの問題性をカモフラージュする効果を持っている。そしてリサイクルに過度に力点を置く日本のゴミ行政の矛盾が集約的に表れるのが離島県沖縄である。そこで今回は、離島のゴミ問題について見てみよう。その視野は、沖縄の離島からさらに広がって、太平洋の島嶼諸国にまで及ぶ。

容器包装リサイクル法は悪法である

自治体が収集するいわゆる都市ゴミは、重量では3分の1が、かさ（容積）では、3分の2が容器包装ゴミである。従って、ゴミ問題を解決するには、容器包装ゴミを減らす取り組みが決定的に重要である。そこで過剰包装を抑制し、廃棄物量を減量するために1995年に制定されたのが容器包装リサイクル法である。

しかしこの法は、容器包装ゴミの分別収集と選別保管を自治体の責務とし、混ざりものの少ない一定量の清浄な容器包装ゴミを自治体に取りまとめることを条件に、それら容器包装ゴミの資源化を行うことを事業者に義務付けている。一番手間暇のかかる（ということは費用もかかる。負担の割合は、自治体が85%、事業者が15%と言われている。）分別収集・選別保管を自治体の責務とすることで、業界には容器包装を減らそうという明確なインセンティブが働いていない。

これは各家庭から分別収集する段階から事業者の責務（具体的にはその委託を受けたDSD社の責務）としたドイツでは、インセンティブが明確に働き、劇的に容器包装ゴミが減ったのと対照的である。日本では、自治体のリサイクルに熱心に取り組めば取り組むほど自治体の財政負担が大きくなる、いわゆる「リサイクル貧乏」が生じているのである。

容器包装リサイクル法は2006年に一部改正されたが、同法が抱える根本的な問題はなんら解決されていない。このためゴミ排出量は高止まりし、環境に良いリユース容器が激減している。この悪法は再度見直し、発生抑制と再使用（リユース）を促進するための仕組みを日本社会に改めて構築する必要がある。

離島が強いられる理不尽な苦悩

沖縄の中でも、とりわけ深刻な困難に直面している自治体が離島自治体である。たとえば座間味村（人口約1,100人）や伊平屋村（人口約1,400人）の例が典型的である。離島では、搬入される多くの物資が容器包装ゴミを発生させるため、通常の自治体以上に容器包装ゴミの比率が高い。悪法のしわ寄せを最も深刻に受けるのである。しかし、市町村合併しようにも、合併する相手がなく極小自治体にとどまっているため、ゴミ行政を適正に実施するための人材も決定的に不足している。そして素人しかいない離島自治体につけこむのが、本土のいかがわしい焼却炉業者である。ゴミ問題が解決できる魔法の焼却炉であるかのような売り込みを受け、専門的で訳のわからない書類で請負契約し、満足な処理がなされないまま契約通りの支払いがなされていないとして村が訴えられ、負けるという悲劇が生じているのである。

これは、財政力の点からも、水分の多いゴミ質の点からも焼却に適していない途上国に、日本をはじめとする先進国のセールスマンが出向き、援助もからめてゴミ焼却炉を売り込む図式と重なり合うものである。

不法投棄を誘発する家電リサイクル法

あと一つの悪法が1998年に制定された家電リサイクル法である。この法律は、テレビや洗濯機、エアコンや冷蔵庫が不要となった時点で消費者がリサイクル料金を払い、そのあとは家電業界が資源化を行うというものであるが、指定されたリサイクル工場までの運搬経費は消費者の負担となる。従って、多良間島の場合にはまず宮古島まで運び、しかるのち沖縄本島にまで運んで、リサイクル工場に資源化されることとなり、運搬経費が馬鹿にならない。すでに消費者にとって価値ゼロの物に、リサイクル料金と運搬料金を負担させるシステムが大量の不法投棄を誘発するのは、当然と言えば当然である。不法投棄の場所は、がけ下など回収が極めて困難な場所がしばしばであり、それだけでなくも逼迫した離島自治体の財政に大きな負担となっている。

そもそも日本の国土の保全は、都会生活の利便性とは無縁の辺境の地で暮らす人々によって担われて

いる。そして公正な社会とは、国土保全という公益の実現者に不当な負担を負わせないよう全体が配慮する社会である。こうした観点からは、家電製品については購入時に全国一律のリサイクル料金を徴収し、離島等の辺境の地での輸送料金は全消費者でプールし負担するのが妥当である。「売らんかな」の業界優先のシステム設計が日本のゴミ行政を歪め、その歪みがしわ寄せされ、覆いがたいまでに顕在化しているのが離島県沖縄である。

自動車はリサイクル料金前払い

沖縄は、戦後27年の米国支配の歴史が背景となつて、圧倒的なクルマ社会である。また、潮風が強く腐食が早いため、中古車の購入率が他県に比べ非常に高いという特色がある。結果として沖縄は、本土の車の態のいい処分場となっている。そのため、筆者が沖縄に赴任した2000年頃は、島々の至るところに廃棄自動車の山があった。美観を害すること著しく、観光立県を目指す沖縄県にとっては重大問題であった。また廃車や廃タイヤの山が、無数の水たまりを作り出し、今後地球温暖化が進む中で、マラリヤやデング熱を媒介する蚊の発生につながるのではという健康問題についての懸念があった。

そうした中で2002年に制定されたのが自動車リサイクル法である。自動車リサイクル法では、自動車の購入者は購入時にリサイクル料金を支払う。不要とする時点でリサイクル料金を払う家電とは、この点で異なっている。しかし、リサイクル料金は前払いされているものの、運搬費は前払いされていない。運搬費の手当がなければ、離島の場合にはやはり不法投棄を誘発するのである。

そこで日本で採られているのが、離島自治体への廃棄自動車撤去運搬費用の助成である。前払いされたリサイクル料金は日本自動車リサイクル推進センター(JARC)が管理し、廃車となった時点で資源化の費用に充てられるが、輸出中古車でリサイクル料金の返還要求がない場合等に発生する剰余金を利用してJARCが行っている事業が離島対策支援事業である。沖縄では、宮古島市、竹富町、北大東村、伊平屋村、多良間村などの離島自治体に対して助成がなされてきた。

島サミットとゴミ国際協力

2000年7月にG8サミットが沖縄で開かれたが、その際に宮崎で開かれたのが第2回島サミットである。英語ではPALM2(Pacific islands Leaders Meeting2)と呼ばれる。PALM1は1997年に東京で開

催され、以後3年ごとに宮崎(2000)、沖縄(2003)、沖縄(2006)、洞爺湖(2009)で開催されてきた。

これは太平洋の島嶼諸国をひとまとめにして日本政府が支援しようというもので、安全保障理事会の常任理事国になりたいという日本政府の悲願を達成する上での布石である。そして2003年に沖縄で開催されたPALM3で採択された開発戦略文書が「沖縄イニシアティブ」であり、安全保障、環境、教育、保健、経済成長の5つが日本政府の支援プログラムの重点目標として定められている。そのうちの環境分野の支援プログラムの2本柱となっているのが、温暖化対策への支援とゴミ対策への支援である。

その際に、太平洋島嶼諸国のパートナーに日本側でなるのは、島嶼県沖縄である。両者は、亜熱帯・熱帯の美しいが脆い環境を共有している。また観光が主産業であり、住民や観光客が排出するゴミが適切に管理されなければ観光業にも深刻な悪影響を与えるという状況も共通しているからである。

こうした背景のもとに筆者は、2000年にJICAの調査員としてサモアを訪れ、太平洋の島嶼22カ国をメンバーとする地域国際機関のSPREP(南太平洋地域環境計画)との協議を通じて太平洋島嶼諸国を対象とするゴミ対策分野での日本の援助戦略づくりを行った。

以後、日本政府は、基本的にはこの援助戦略に基づき、JICAを通じて第1期(2000-2004)、第2期(2005-2010)、第3期(2011-2015)と協力を展開している。第1期では、1年ごとに沖縄(JICA沖縄国際センター)とサモア(SPREP)を交替で開催地としてゴミ行政担当者の人材育成コースを実施し、あわせてサモアに地域全体のモデルとなるような衛生埋立地の建設に努めた。第2期には、地域に共通するゴミ行政強化の地域戦略をSPREPを通じて策定し、それにもとづき各国の局長・次官クラスを招いた短期研修を実施した。いよいよ2011年から始まる第3期では、全面的に太平洋の島嶼諸国をカバーする支援を展開する計画である。

さて、太平洋島嶼諸国のゴミ問題の中でも、とりわけ深刻なものが廃棄自動車問題である。これら廃棄自動車は、日本からの新車や中古車(オーストラリアやニュージーランドを経由してきたものを含む)が使用不能となって打ち捨てられたものが大半であり、一目で日本車とわかる。そうした意味で、日本の自動車業界、そして自動車の海外輸出で成り立っている日本経済の受益者たる日本国民の姿勢が問われている。いわゆる拡大製造者責任(EPR)である。世界大で資源循環型社会を構築する責務が、工業国日本にはとりわけ強く課せられているのである。

環境情報おきなわ (2011年4月～2011年6月)

この度の東日本大震災により亡くなられた方々に哀しみより哀悼の意を表します。

震災、津波、火災、寒さに加え、「原発爆発」という人災まで重なり、今なお深い悲しみの中で苦難の生活を強いられている全ての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

復興までの長い道のりを、遠く沖縄から支えるべく、私達にできることを考え、行動し続けたいと思います。

■裁判日程・学習会・イベント情報など■

【裁判】

★『高江の裁判』

5月18日(水) 11:00～@那覇地方裁判所

★『やんばる林道裁判』

5月25日(水) 11:00～@那覇地方裁判所

★『辺野古・違法アセス訴訟』

6月1日(水) 11:00～@那覇地方裁判所

【イベント】

★『泡瀬干潟を守る日2011』

4月17日(日) 10:00～17:00

@ITワークプラザ裏の浜

【お知らせ】

★『ラムサールネットワーク日本(ラムネットJ)』

沖縄で全国総会とシンポジウム開催！

6月26日(日) @農民研修センター

※その他、「沖縄ネット」のブログにて随時更新！

【学習会】

★『高江の現状学習会』

4月23日(土) 14:00～

@東村立「山と水の生活博物館」

■編集後記■

3月11日に発生した「東日本大震災」により、東北はもとより、北海道、関東地方にも大きな被害がありました。堪え難いほど悔しいのは、「未曾有」の震災や津波という事だけでも悲惨なのに、原発が爆発した事で、作業員のヒバクはもちろん、被災者の救出や支援物資配達の遅れ、そしてこの後も長い目で支援でき得たはずの地元の野菜や土や海の汚染、風評被害など、様々な「2次災害」を引き起こしている事。それらは全て警告され続けてきたこと。そしてこんな事故を目の当たりにして世界中が脱原発に動き出してもなお「より安全な原発を」などという妄想を語る人達がいる事。同じ事を繰り返さない為にも、ますます私達はしっかり学び、国や企業を監視して、意思表示や行動をしていかなければと思っています。(K)

【「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」発行/COP10名古屋で好評を博したパンフレット好評発売中！】

『小さな島々 沖縄の大きな宝～琉球諸島の生物多様性とその保全～』(300円/まとめ買い割引あり)

TEL&FAX: 098-897-0090 メール: okinawabd@gmail.com HP: <http://www.bd.libre-okinawa.com>

【推薦ブックレット】

『沖縄の豊かな生物多様性を守るため、

未来に繋げるため (Part 1 & 2)』(各500円)

沖大土曜教養講座として開催した「3.13地域戦略フォーラム」

「6.6事例報告+桜井講演」の記録を編集発行。巻末資料充実！

＜ご注文＆問＞「沖縄大学地域研究所」

TEL: 098-832-5599/FAX: 098-832-3220

メール: chicken@okinawa-u.ac.jp

【書籍販売】

★郵送します！★(事務局までお問合せ下さい)

◎『沖縄の環境と平和』 1,000円

◎『低周波音公害調査報告書』 500円

◎『沖縄から世界へ』 1,000円

◎『沖縄からコスタリカへ

～平和憲法とエコツーリズムの旅』 1,000円

◎『沖縄型・回分式酸化溝のすすめ』 500円

◎『沖縄のエコツーリズムの可能性』 1,000円

◆沖縄環境ネットワーク世話人会◆(参加自由！)

日時: お問合せ下さい

場所: 沖縄環境ネットワーク事務所

年会費: 個人会員: 3,000円 学生会員: 1,500円

家族会員: 3,000円 団体会員: 10,000円

特別賛助会員: 100,000円

郵便振込先: (口座番号) 02010-9-20132

(加入者名) 沖縄環境ネットワーク

沖縄環境ネットワーク通信・第47号

2011年3月30日発行

発行元: 沖縄環境ネットワーク

〒904-2171 沖縄市高原3-14-2「ゆがふプラザ」内

TEL 098-989-1348/FAX 098-989-1346

PHS 070-5492-3890

メール/info2009@oki-kan.net

ブログ/http://okikannet.ti-da.net

発行人: 桜井 国俊 / 編集: 久保山 顕子

※事務局の住所が変更、ブログも新設しました！※